

○島根県警察工事検査事務処理要領の制定について

(平成20年11月10日島会甲第2496号県警察本部長例規通達)

島根県警察が発注する建設工事の検査手続等を明確にし、適正な履行を確保するため、別添のとおり「島根県警察工事検査事務処理要領」を制定し、平成20年11月10日以降に竣工する工事請負費で執行する工事及び需用費（施設修繕費）で執行する契約金額が50万円以上の修繕に適用することとしたので、取扱いに誤りのないようになされたい。

なお、交通規制用道路標識及び道路標示に係る工事の監督及び検査の実施要領について（昭和51年6月5日島会第243号本部長例規通達）は、平成20年11月10日限り、その効力を失う。

別添

島根県警察工事検査事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、島根県警察が施工する工事の検査について、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 工事 島根県警察において所管する建築物、建築設備等に関する建築工事、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に定義する信号機、道路標識及び道路標示の工事並びに交通管制センター施設に関する交通安全施設工事その他の工事をいう。
- (2) 契約担当者 警察本部長又は警察署長をいう。

第3 検査の種類

この要領における検査は、請負により執行する工事に係る次の検査とする。

- (1) 竣工検査 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第70条の5第1項の規定による検査で、工事について行うものをいう。
- (2) 部分使用検査 工事の一部が完成した場合において、当該完成部分を使用するための検査をいう。
- (3) 物件購入検査 会計規則第70条の5第1項の規定による検査で、工事に要する機械器具、資材等物件の購入に際し行うものをいう。
- (4) 出来形検査 会計規則第70条の7で準用する会計規則第70条の5第1項の規定による部分払のための検査（以下「部分払検査」という。）及び契約の解除に伴う工事の既済部分の確認のための検査（以下「打切検査」という。）をいう。
- (5) 部分引渡し検査 工事の一部が完成した場合において、当該完成部分の引渡しを受けるための検査をいう。
- (6) 中間検査 工事の施工の途中において行う検査（部分使用検査、出来形検査及び部分引渡し検査を除く。）をいう。

第4 検査員の任命等

- 1 契約担当者は、第3に規定する検査を行わせるため、検査員任命書（様式第1号）により、施工する工事ごとに検査員を任命するものとする。

なお、検査員は、警部以上の階級にある警察官又は主幹以上の職にある警察官以外の職員を任命するものとする。ただし、警察署の職員を任命する場合は、警部補の階級にある警察官又は係長の職にある警察官以外の職員を任命することができるものとする。

- 2 契約担当者は、契約担当所属の職員が検査することが困難なときは、他所属の職員に検査を行わせることができるものとする。この場合において、契約担当者は、当該職員の所属長に対し、検査依頼書（様式第2号）により依頼するものとする。
- 3 検査の厳正を期するため、監督員に任命された職員は、当該工事の検査員に任命してはならない。
- 4 検査員の名をもって、他の者が検査を代行してはならない。

第5 竣工検査の実施

- 1 契約担当者は、検査員を任命したときは、検査の実施について、速やかに請負者に竣工検査通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 2 検査員は、竣工検査を行うにあたっては、契約書、設計書、図面、仕様書等に適合しているかどうか照合し、すべて工事現場において厳正に行うものとする。
- 3 請負者、その現場代理人若しくは主任技術者（以下「請負者等」という。）又は関係職員は、竣工検査に立会するものとする。ただし、請負者等又は関係職員の立会がないときにおいても竣工検査の実施を妨げないものとする。
- 4 検査員は、竣工検査の実施のために必要があるときは、請負者等又は関係職員に質問し、当該工事に関する資料を提出させることができるものとする。
- 5 検査員は、竣工検査の実施のため必要があるときは、当該工事に係る工作物の一部を取り壊すことができるものとする。

第6 竣工検査後の措置

- 1 検査員は、竣工検査を実施した結果、当該工事の施工が契約の内容に適合すると認めるときは、当該工事の請負者に竣工検査済証（様式第4号）を交付するとともに、当該竣工検査の内容及び結果を記載した竣工検査調書（様式第5号）を作成し、これを島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第70条の6の規定に基づく検査調書として、契約担当者に報告するものとする。
- 2 検査員は、竣工検査を実施した結果、当該工事の施工が契約の内容に適合しないと認めたときは、当該工事の請負者に対して、手直し工事指示書（様式第6号）によりその補修又は改造（以下「手直し工事」という。）を請求するとともに、当該工事の請負者から請書を徴するものとする。

また、検査員は、竣工検査の内容及び結果並びに手直し工事の内容を記載した竣工検査調書に請書を添えて、契約担当者に報告するものとする。

- 3 検査員は、請負者に2に規定する請求をする場合において、手直し工法が2以上あって、そのいずれの工法によるべきかの選定に著しい困難があると認めるときは、その選定について契約担当者の指示を求め、その指示に基づき、請求するものとする。
- 4 請負者は、検査員から請求があったときは、速やかに手直し工事を施工しなければならない。
- 5 請負者は、手直し工事を完了したときは、手直し工事完了届（様式第7号）を契約

担当者に提出しなければならない。

第7 手直し工事に係る竣工検査

- 1 検査員は、手直し工事完了届が提出されたときは、14日以内に当該手直し工事に係る竣工検査を行うものとする。
- 2 手直し工事に係る竣工検査は、手直しを指示した部分についてのみ行うものとし、他の部分については、第5に規定する竣工検査において検査済みと認定したものとする。
- 3 検査員は、手直し工事の完了を認めたときは、竣工検査調書と竣工検査済証に併せて手直し工事完了検査調書（様式第8号）を作成し、契約担当者に報告するものとする。

第8 部分使用検査

部分使用検査は、第5から第7の規定を準用するものとし、この場合において、竣工検査通知書を部分使用検査通知書（様式第9号）に、竣工検査済証を部分使用検査済証（様式第10号）に、竣工検査調書を部分使用検査調書（様式第11号）にそれぞれ読み替えるものとする。

第9 物件購入検査

物件購入検査については、第5から第7の規定を準用するものとする。

第10 出来形検査

- 1 契約担当者は、出来形検査を実施するときは、出来形検査通知書（様式第12号）により、請負者に事前に通知するものとする。
- 2 検査員は、出来形検査を実施したときは、出来形検査調書（様式第13号）により、契約担当者に報告しなければならない。
- 3 部分払検査は、請負者から出来形検査願（様式第14号）が提出されたときに行うものとする。
- 4 部分払検査は、第5（3を除く。）の規定を準用するものとし、この場合において、竣工検査済証を部分払検査済証（様式第15号）に読み替えるものとする。
- 5 打切検査は、工事に係る契約の解除があった場合において、当該工事の請負者から会計規則第71条の3第2項の規定による当該工事の既済部分に対する金額の支払の請求があったときに、契約担当者が指定する検査員が当該工事の既済部分について行うものとする。
- 6 打切検査は、第5（3を除く。）の規定を準用するものとし、この場合において、竣工検査済証を打切検査済証（様式第16号）に読み替えるものとする。

第11 部分引渡し検査

部分引渡し検査は、第5から第7の規定を準用するものとし、この場合において、竣工検査通知書を部分引渡し検査通知書（様式第17号）に、竣工検査済証を部分引渡し検査済証（様式第18号）に、竣工検査調書を部分引渡し検査調書（様式第19号）にそれぞれ読み替えるものとする。

第12 中間検査

中間検査は、第5から第7の規定を準用するものとし、この場合において、竣工検査通知書を中間検査通知書（様式第20号）に、竣工検査済証を中間検査済証（様式第21号）に、竣工検査調書を中間検査調書（様式第22号）にそれぞれ読み替えるものとする。

様式 〔略〕